

## 駐在所報償金の支給に関する訓令

(平成16年7月9日島根県警察訓令第22号)

駐在所報償金の贈与に関する訓令(昭和61年島根県警察訓令第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察の駐在所に勤務する警察官の家族等に対する報償金(以下単に「報償金」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 併設住宅 駐在所に勤務する警察官の居住の用に供する住宅で当該駐在所に併設されているもの又は当該駐在所の敷地内に設置されているものをいう。
- (2) 勤務員 併設住宅に居住する警察官をいう。
- (3) 協力家族 勤務員と同居する当該警察官の配偶者その他の親族であって、当該警察官の職務への継続的な協力援助(以下単に「協力援助」という。)をしているものをいう。

(受給資格者の範囲)

第3条 報償金の受給資格(以下単に「受給資格」という。)を有する者は、協力家族とする。

(協力家族の届出等)

第4条 勤務員は、協力家族の受給資格の得喪が生じたときは、協力家族に関する届出書(様式第1号)に所定事項を記載した上、速やかに署長に届け出なければならない。ただし、勤務員の配置換えにより協力家族がその受給資格を喪失するときは、この限りでない。

2 署長は、前項の届出内容を確認し、報償金受給資格者名簿(様式第2号)に所定事項を記載するものとする。

(報償金の支出方法及び額)

第5条 報償金は、署長が支給する。

2 報償金は、協力家族に、1の月ごとに支給する。この場合において、協力家族が協力援助した日数がその月の日数の2分の1以下であるときは、支給しない。

3 報償金の月額は79,000円とする。

(報償金の支給手続)

第6条 署長は、協力家族から、1の月の協力援助の状況を、協力援助状況届出書(様式第3号)により速やかに届け出させなければならない。

2 署長は、前項の届出内容の確認によりその月の報償金の額を決定し、翌月に支給するものとする。

3 報償金の支給は、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)に定める口座振替払の方法によるものとする。

4 報償金の支出証拠書には、内訳書(様式第4号)を添付するものとする。

(報償金の返還)

第7条 署長は、虚偽の届出による報償金の支給があったと認めるときは、当該報償金の返還を求めるものとする。

(権限の委任等の禁止)

第8条 署長は、1の月における報償金の額の決定について、副署長、次長、課長その他

の職員に委任し、又は専決させてはならない。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、報償金の支給の運用に関し必要な細部事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、制定の日から施行し、平成16年9月1日以降に支給する報償金について適用する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の駐在所報償金の贈与に関する訓令(以下「旧訓令」という。)の規定に基づき被贈与者に認定した者に対し平成16年8月31日までに支給する報償金については、旧訓令の規定を適用する。
- 3 島根県警察本部の処務に関する訓令(平成11年島根県警察訓令第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

附 則(平成20年3月14日島根県警察訓令第6号)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の駐在所報償金の支給に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の月分として支給する報償金について適用し、施行日前の月分として支給する報償金については、なお従前の例による。

様式 〔略〕